

選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）が依頼した各選手権大会や各講習会の、審判、アイスメーカー、講師及び執筆、医事業務等の対価として支払う日当ならびに謝金について必要なことを定める。

(日当及び謝金の区分)

第2条 日当及び謝金の区分は、各選手権大会における審判、アイスメーカー等に支払うものを日当とし、各講習会の講師及び執筆、医事業務等の対価として支払うものを謝金とする。
日当及び謝金は本協会役員にも支給出来る。

(日当及び謝金の額)

第3条 本協会が支払う日当及び謝金の額は別表1に定める額を上限とし、各選手権大会や講習会それぞれの事業予算の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書の收受)

第4条 日当及び謝金を支払った場合、本協会は、受取者1名につき1枚ずつ領収書等を用意し、領収したことが確認できるよう受取者の署名を受け、これを収受しなければならない。

(所得税等の源泉徴収及び納税)

第5条 日当及び謝金の支払に際して、本協会は法令の定めるところにより、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(支払方法)

第6条 支払方法は、本人名義の銀行口座への振込み、または現金支給とする。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

付則

1 この規程は、平成25年2月7日から施行する。

- (1) 平成27年10月13日一部改訂、同10月13日施行
- (2) 平成29年12月6日一部改訂、同12月6日施行
- (3) 平成30年6月16日一部改訂、同6月16日施行
- (4) 令和2年4月18日一部改訂、同4月18日施行
- (5) 令和2年11月25日一部改訂、同11月25日施行
- (6) 令和4年5月14日一部改訂、同5月14日施行

選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規定 別表1

種別		内容	上限金額 (円)
謝金	講師謝金	JCA カーリングスクール、各審判員講習会、各指導員講習会、アイスメイクライセンス検定及び講習会等の講師に対する謝金 1日当たり	10,000
	翻訳謝金	競技規則等の翻訳に対する謝金	1式 30,000
	原稿執筆謝金	指導者マニュアル等の執筆に対する謝金	1式 15,000
	大会運営謝金	各選手権大会における運営業務に対する謝金	1日当たり 10,000
	講習会運営謝金	各講習会における運営業務に対する謝金	1日当たり 10,000
	医事業務謝金	各選手権大会における医事業務に対する謝金	1日当たり 50,000
	広報活動謝金	各事業の広報活動に係わる業務に対する謝金	1日当たり 30,000
日当	審判員日当	各選手権大会の審判員	1日当たり 10,000
	アイスメーカー日当	各選手権大会のアイスメーカー	1日当たり 10,000
	タイマー日当	各選手権大会のタイマー	1試合当たり 2,000
	通訳日当	海外合宿等での通訳	1日当たり 10,000
	役員、委員日当	役員、委員として対応する業務	1日当たり 10,000
	帯同コーチ等日当	合宿等に帯同したコーチ、スタッフに対し	1日当たり 10,000

上記上限金額については、税込み金額とする。

※平成25年1月1日から施行された「復興財源確保法」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、その合計額を納税することとなりました。

この件で本協会顧問税理士より、日当について日額9,300円以上は源泉徴収税額表（日額表丙欄）を控除額とすること。また、謝金については金額に関わらず10.21%を控除額とするよう指示されており、本協会はこれを遵守いたします。